　　　伊予市集会所整備事業補助金交付要綱

令和6年4月5日

伊予市告示第105号

　（趣旨）

第1条　この要綱は、地域のコミュニティ活動の維持及び発展を図るため、市民が実施する集会所の新設及び修繕事業に対し、市が予算の範囲内で伊予市集会所整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、伊予市補助金交付規則（令和3年伊予市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第2条　この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

　⑴　集会所　地域のコミュニティ活動の拠点となる施設をいう。

　⑵　大規模修繕　建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。）の1種以上について行う過半の修繕をいう。

　⑶　認可地縁団体　地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体をいう。

　⑷　広報区長　伊予市広報区長及び広報委員に関する規則（平成18年伊予市規則第20号）に定める広報区長をいう。

　（補助事業の内容等）

第3条　補助事業の内容、補助事業者、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

　⑴　土地の取得、造成及び外構工事に要する経費

　⑵　既存の集会所の施設又は設備等の撤去に要する経費

　⑶　その他市長が適当でないと認めるもの

2　補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

　（補助の要件）

第4条　補助事業（集会所の新設を除く。）の対象となる集会所は、市が管理する集会所台帳に記載されたものとする。

2　前項の規定にかかわらず、伊予市コミュニティ助成事業実施要領（令和6年伊予市告示第103号）に基づき実施するコミュニティセンター助成事業は、この要綱による補助事業としない。

　（補助金の交付申請）

第5条　規則第5条第1項に規定する申請は、様式第1号により行うものとする。

2　市長は、前項の申請があったときは、別に定める基準に基づき審査するものとする。

　（補助金の交付決定）

第6条　規則第6条第3項に規定する通知は、様式第2号により行うものとする。

　（補助金の変更申請）

第7条　規則第8条に規定する承認の申請は、様式第3号により行うものとする。

　（実績報告）

第8条　規則第12条に規定する報告は、事業完了後速やかに様式第4号により行うものとする。

　（補助金額の確定）

第9条　規則第12条に規定する通知は、様式第5号により行うものとする。

　（補助金の請求）

第10条　規則第15条第2項に規定する請求は、精算払にあっては様式第6号により、概算払にあっては様式第7号により行うものとする。

　（財産の管理）

第11条　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

　（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和6年4月5日から施行する。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業の内容 | 補助事業者 | 補助対象経費 | 補助率 |
| 集会所の新設又は大規模修繕 | 認可地縁団体 | 集会所の新設又は大規模修繕に要する経費 | 対象事業費の100分の60以内 |
| 集会所の改修又は修繕 | 認可地縁団体  又は広報区長 | 集会所の改修又は修繕に要する経費（50万円以上、上限300万円） | 対象事業費の100分の50以内 |
| 集会所の設備改修又は修繕 | 集会所の設備改修又は修繕（20万円以上、上限100万円） | 対象事業費の100分の50以内 |

様式第1号（第5条関係）

年　　月　　日

伊予市集会所整備事業費補助金交付申請書

　伊予市長　様

所　在　地

名　　　称

代表者氏名

　伊予市集会所改修等事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 集会所の所在地 |  |
| 集会所の名称 |  |
| 事業区分 |  |
| 着手及び完了  予定年月日 | 着手予定　　　　　年　　月　　日 |
| 完了予定　　　　　年　　月　　日 |
| 総事業費 | 円 |
| 補助金交付申請額 | 円 |

様式第2号（第6条関係）

伊予市指令第　号

年　　月　　日

伊予市集会所整備事業費補助金交付決定通知書

　　　　　　様

伊予市長　　　　印

　　　年　　月　　日付けで申請のあった伊予市集会所整備事業費補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1　総　事　業　費　　金　　　　　　　円

1　補助金交付決定額　金　　　　　　　円

2　補助金交付の条件

⑴　市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して検査を行い、又は報告を求めることがあること。

⑵　伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号）及び伊予市集会所整備事業補助金交付要綱（令和6年伊予市告示第105号）に従わなければならないこと。これらの規定に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を求める場合があること。

⑶　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

⑷　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

⑸　補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないこと。ただし、取得財産がある場合は、当該期間が経過後、当該財産の処分を行った日又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

様式第3号（第7条関係）

年　　月　　日

伊予市集会所整備事業費補助金変更承認申請書

　伊予市長　様

所　在　地

名　　　称

代表者氏名

　 年 月 日付け伊予市指令第　　　号で補助金交付決定の通知があった伊予市集会所整備事業を下記のとおり変更したいので、その承認を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 集会所の所在地 |  |
| 集会所の名称 |  |
| 事業区分 |  |
| 補助事業の変更内容 |  |
| 補助事業の変更理由 |  |
| 着手及び完了年月日 | 着手　　　　　年　　月　　日 |
| 完了　　　　　年　　月　　日 |
| 総事業費 |  |
| 補助金の交付決定額 |  |

様式第4号（第8条関係）

年　　月　　日

伊予市集会所整備事業実績報告書

　伊予市長　様

所　在　地

名　　　称

代表者氏名

　 年 月 日付け伊予市指令第　　　号で交付決定を受けた事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 集会所の所在地 |  |
| 集会所の名称 |  |
| 事業区分 |  |
| 着手及び完了年月日 | 着手　　　　　年　　月　　日 |
| 完了　　　　　年　　月　　日 |
| 総事業費 | 円 |
| 補助金交付申請額 | 円 |

様式第5号（第9条関係）

年　　月　　日

伊予市集会所整備事業費補助金交付決定額確定通知書

　　　　　　様

伊予市長　　　　印

　　　年　　月　　日付けで報告のあった伊予市集会所整備事業費補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

1　総　事　業　費　　金　　　　　　　円

2　補助金交付確定額　金　　　　　　　円

様式第6号（第10条関係）

年　　月　　日

伊予市集会所整備事業費補助金精算払請求書

　伊予市長　様

所　在　地

名　　　称

代表者氏名

　　　　年　　月　　日付け伊予市指令第　　　号により交付決定を受けた伊予市集会所整備事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額　金　　　　　　　　円

　内　訳

|  |  |
| --- | --- |
| 交付確定額 | 円 |
| 概算払受領済額 | 円 |
| 今回請求額 | 円 |

様式第7号（第10条関係）

年　　月　　日

伊予市集会所整備事業費補助金概算払請求書

　伊予市長　様

所　在　地

名　　　称

代表者氏名

　　　　年　　月　　日付け伊予市指令第　　　号により交付決定を受けた伊予市集会所整備事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額　金　　　　　　　　円

　内　訳

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定額 | 円 |
| 概算払受領済額 | 円 |
| 今回請求額 | 円 |
| 残額 | 円 |